

十九八	七六五	四	三二一	の成省〇
償發發	振額最發	發用振の法發号名	稱及び記	平發行國債の發行等に關する
還行行	低額行	等替條律行		令第三十號～第四百號
期価	單面	項及の根		成二十一年十一月二十日
限格日	位	の適そ拠		条件等を次とおり告示する
	金額	法律		期の規定に基づき、平

當た平十額平す額の振
ただ成一面成るの記替
るし二錢金二。整載法
と、十二額十數又の
き償二厘百一倍は規
は還年円記定
、期十金錄に
それが一月
の銀
翌行
當休
業業
日日
にに

引日振の以律社
万面受本替適下「平
円金け銀機用「振替
額で八百十億五千萬
行には日本銀行と
による借換えのため
に額はよるよ最振
も低替も額口の面座
の金簿

千額引日振の以律社
万面受本替適下「平
円金け銀機用「振替
額で八百十億五千萬
行には日本銀行と
による借換えのため
に額はよるよ最振
も低替も額口の面座
の金簿

特
別
年
一
項
會
計
株
式
等
の
振
替
法
」
と
い
う
。」
の
規
定

社
債
第
年
法
律
第
二
十
三
号
」
法
律
第
二
十
三
号
」
法
律
第
四
十
六
十
号
。

国庫短期証券（第六十八回）

財務大臣 藤井裕久

の成省〇平發行國債の發行等に關する
令第三十號～第四百號
成二十一年十一月二十日
条件等を次とおり告示する
期の規定に基づき、平

十
三

払場元償
込所金還
期支金
日払額

平
成
二
十
一
年
十
一
月
二
十
日

日額償
本面還
銀金金
行額を
百支
円払
にう
つ。
き
百
円